

## 令和元年度 新居浜市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,209,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和2年3月19日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,605,223	322,831	7,928,054
	2. 国庫補助金	1,298,468	322,831	1,621,299
15. 県支出金		3,587,789	275,875	3,863,664
	2. 県補助金	828,400	275,875	1,104,275
18. 繰入金		1,330,895	67,130	1,398,025
	1. 基金繰入金	1,330,895	67,130	1,398,025
21. 市債		5,524,132	330,600	5,854,732
	1. 市債	5,524,132	330,600	5,854,732
歳入合計		51,213,384	996,436	52,209,820

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,060,923	572,410	5,633,333
	1. 総務管理費	4,105,409	553,602	4,659,011
	3. 戸籍住民基本台帳費	183,599	18,808	202,407
3. 民生費		20,995,142	6,417	21,001,559
	1. 社会福祉費	9,982,908	6,417	9,989,325
6. 農林水産業費		739,256	279,500	1,018,756
	1. 農業費	541,976	14,500	556,476
	2. 林業費	132,458	265,000	397,458
8. 土木費		5,315,071	△166,615	5,148,456
	2. 道路橋りょう費	1,161,913	△123,661	1,038,252
	4. 港湾費	330,629	29,494	360,123
	5. 都市計画費	2,699,233	△72,448	2,626,785
10. 教育費		4,923,126	304,724	5,227,850
	1. 教育総務費	1,068,415	304,724	1,373,139
歳出合計		51,213,384	996,436	52,209,820

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円

第2表 繰越明許費補正

追加			千円	
款	項	事業名	金額	
2	総務費	1 総務管理費	生涯活躍のまち拠点施設整備事業	553,602
3	民生費	1 社会福祉費	高齢者施設防災改修等支援事業	6,417
6	農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	36,900
		2 林業費	木材加工流通施設整備事業	265,000
8	土木費	4 港湾費	港湾・海岸補修事業	19,000
10	教育費	1 教育総務費	小中学校ICT環境整備推進事業費	51,665
			小中学校ICT環境整備事業	253,059

第3表 繰越明許費補正

変更

千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	宇高西筋線改良事業	9,400	41,400
		上部東西線改良事業（地方道）	19,839	25,839
	4 港湾費	港湾施設改修事業	71,667	87,667
	5 都市計画費	上部東西線改良事業（街路）	20,500	54,500
		滝の宮公園リニューアル事業	17,800	47,800

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方創生拠点施設整備事業	千円 275,400	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	275,400	—	—	—

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 150,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 147,100	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社会資本整備事業	463,500				396,500			
教育施設等整備事業	317,500				443,400			
計	5,524,132	—	—	—	5,579,332	—	—	—